

# 建設労働者確保育成助成金（作業員宿舎等設置コース（経費助成））計画届 〔作業員宿舎・作業員施設〕

労働局長 殿

( 公共職業安定所長経由)

建設労働者確保育成助成金（作業員宿舎等設置コース（経費助成））の計画の届出を行います。 (届出年月日)平成 年 月 日

① 申 請 者	中小建設事業主の名称 代表者の役職名及び氏名 所在地	〒	(電話 (日中連絡先	② 事業内容	
				イ 雇用保険適用 事業所番号	<input type="text"/>
				ロ 業種	
	ハ 常用労働者	人( 人)			
	ニ 資本金・ 出資総額	万円			
	ホ 雇用保険料率	1,000分の			
	ヘ 建設業許可 番号	大臣 知事			
担当者の職名及び氏名	イ 職名	ロ 氏名	ト 雇用管理責任者 の氏名及び員数	他 人	

③ 本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無	有(名称: )・無
------------------------------	-----------

実 施 計 画	④	イ 宿舎の所在地			ハ 建設業附属寄宿舍 規程の適用の有無	有・無
	ロ 工事現場名					
	ニ 居室の総数	( )室	ホ 建築基準法上の措置	確認申請を必要とする宿舎で ある・ない		
	ヘ 寄宿予定人員	( )人 (常用の労働者: 人、常用以外の労働者: 人)	※別添寄宿予定者名簿のとおり			
	※ 収容能力人員	( )人 (男: 人、女: 人、管理維持等: 人)				
	ト 対象延面積	m <sup>2</sup>	チ 対象外延面積	m <sup>2</sup>		
	リ 賃借の相手方			ヌ 賃借料	円/月	
	ル 賃借期間 (契約上)	平成 年 月 日～平成 年 月 日	ヲ 居住費の徴収 予定額	有(内容: (金額 円) 無		
※ 助成対象期間	<input type="text"/> ヶ月 <input type="text"/> 日 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)	ワ 本作業員宿舎における過去 の本助成金による助成の有無	有・無			

作 業 員 施 設 の 賃 借	⑤	イ 施設の設置場所	(工事名)					
	ロ 内 容	施設の種類	棟数	延面積/1棟	※対象外/1棟	賃借の相手方	1棟費用/1ヶ月	総所要費用
		01 食堂	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	円
		02 休憩室	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	円
		03 更衣室	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	円
		04 浴室	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	円
		05 便所	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	円
	06 シャワー室	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	円	
計						円	円	
ハ 賃借期間(契約上)	平成 年 月 日～平成 年 月 日	※ 助成対象期間	<input type="text"/> ヶ月 <input type="text"/> 日 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)					

(注) 1. この届出書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄

受理番号	
受付印	

## 建設労働者確保育成助成金（作業員宿舎等設置コース（経費助成））届出書について

### 1 提出上の注意

- (1) この計画届は、中小建設事業主が被災三県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する工事現場で以下の事業を行う場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。
- イ 作業員宿舎の工事現場への整備（賃借）
  - ロ 作業員施設の工事現場への整備（賃借）
- (2) この届出書を提出する場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（写し）、「労働保険料等納入通知書」（写し）、建設事業を行っている事業主であることがわかる書類（建設業許可番号が記載された書類、登記事項証明書、定款、決算書（事業報告）、会社案内等）のほか、以下の書類を添付して下さい。
- イ 作業員宿舎を整備（賃借）する場合
    - (イ) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（同法の適用を受けるもののみ。）
    - (ロ) 建設業附属寄宿舍規程に関する労働基準監督署への届出の写し（受付印のあるもの。）
    - (ハ) 賃借する宿舎の案内図、配置図、各階の平面図及び各居室の寄宿員数表（※案内図等の縮尺は次表によること。）

書類名	明示すべき事項
案内図 (縮尺 1/200～1/600)	方位、通路及び目標となる地物
配置図 (縮尺 1/200～1/600)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
平面図 (縮尺 1/50～1/200)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造
断面図 (縮尺 1/20～1/200)	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ

(注)1 各図面の大きさは、日本標準規格B列3番とする。  
2 用紙の規格から、上記書類名欄に定める縮尺により難いときは、適宜の縮尺により作成して差し支えないこと。  
3 1級、2級建築士又は木造建築士が設計した図面に限る。

- (ニ) 賃貸借契約書の写し及び寄宿予定者名簿（任意様式）
  - ロ 作業員施設を整備（賃借）する場合
    - (イ) 賃借する施設の案内図、配置図、各階の平面図（カタログ可）
    - (ロ) 賃貸借契約書の写し
- (3) 居住者から徴収可能な居住費については光熱水料その他これに類する経費に限ります。
- (4) この届出書は、(1)のイ、ロの各事業を実施しようとする日の2週間前までに、管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。なお、一の作業員宿舎・施設の助成対象期間は助成対象となった最初の日から起算して18ヶ月以下とし、事業が次年度にわたる場合は、次年度の計画を策定し次年度5月末日までに届出を行う必要がありますが、このうち作業員宿舎については建設業寄宿舍規程に関する労働基準監督署への届出において届け出られる事業期間が助成対象となります。

### 2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、届出者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印してください。
- (2) ③「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (3) ④「作業員宿舎の賃借」欄は、以下により記入して下さい。
- イ 「宿舎の所在地」「工事現場名」欄は、作業員宿舎を設置する場所の住所及び工事現場名を記入して下さい。
  - ロ 「寄宿予定人員」欄は、作業員宿舎の構造、規模等からして常時作業員宿舎に入居させる建設労働者の数（常用労働者及び常時労働者以外の労働者も含む。）を記入し、併せて寄宿予定者名簿（任意様式）を添付して下さい。
  - ハ 「対象延面積」欄は、設置した作業員宿舎の延床面積を記入して下さい。また、「対象外延面積」欄は、資材倉庫・現場事務所等の対象外となる部分の延床面積を記入して下さい。なお、「対象外延面積」が「対象延面積」の1/2以上を占めるときは助成対象とはなりません。
- (4) ⑤「作業員施設の賃借」欄は、以下により記入して下さい。
- イ 「施設の設置場所」欄は、作業員施設を設置する工事現場の住所及び工事現場名を記入して下さい。
  - ロ 「内容」欄において、同一の施設の種類のあつて別タイプ（延面積、費用等の違うもの）の施設を同時に整備する場合、「施設の種類」欄を適宜見え消し修正のうえ、まとめて支給申請して下さい。ただし、「施設の種類」及び「賃借期間」が異なる場合は、別葉の用紙で申請して下さい。

### 3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、「建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届」（建助様式第9号）により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

- (1) 賃借期間の延長、所用費用の増額に伴い、届出を行った事業に係る所用費用見込額の総額を超えるとき。

### 4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。